



「しんきんAssist倶楽部」提携事業所にお勤めのみなさま専用！

「しんきんAssist倶楽部」とは

提携事業所さまと飯田信用金庫との契約に基づき、従業員のみなさまへさまざまな優遇商品・サービス等のご提供を通じ、福利厚生面でお手伝いする取り組みです。

おすすめポイント！

- 店頭表示金利に**+0.10%優遇**！
- これから給与振込のご指定をいただく方もお申し込みOK！
- 「しんきんAssist倶楽部」提携事業所にお勤めの皆さま限定！

ご利用いただける方	○「しんきんAssist倶楽部」提携事業所にお勤めの役員・従業員の方に限らせていただきます。 (パート、アルバイトの方もお申し込みいただけます) ○継続的な給与振込(5万円以上)の受け取りがある方、または間もなく振込が開始される方
商品名	○しんきん定期預金「プラスワン」(スーパー定期・単利型)
期間	○1年(自動継続のお取り扱いのみ)
お預入れ	○1口30万円以上100万円以内 ○1契約者あたり預入総額 100万円以内
適用金利	○店頭表示金利 +0.10%
払込方法	○一括預入
中途解約時のお取り扱い	○満期日前に解約される場合は、掛金残高相当額とともに金庫所定の期限前解約利率により計算した利息相当額をお支払いいたします。
マル優	○「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人の方は、マル優のお取扱いができません。
税金	○国税15.315%、地方税5%が源泉徴収されます(ただし、マル優の方を除く)。
その他	○金融情勢の変化、その他相当の事由の際は、優遇金利の変更・中止を実施する場合があります。 ○優遇金利は給与振込が継続されている場合、満期後に自動継続されるご預金にも適用されます。 給与振込のご契約が継続されていない場合は、優遇金利の適用除外となります。 ○預金保険の付保対象商品です。 ○店頭にて説明書をご用意しております。

しんきん定期預金 **“プラスワン”** のお申し込みは、貴社ご担当の営業係までお申し付けいただくか、窓口、またはお客さまサービス係までお問い合わせください。
お客さまサービス係 TEL：0120-805-123(土日祝を除く 9:00~17:00)



しんきん定期預金「プラスワン」商品概要説明書

令和4年4月1日改訂

商品名	・ しんきん定期預金「プラスワン」
ご利用いただける方	・ 「しんきんAssist倶楽部」提携事業所にお勤めの役員・従業員の方で、継続的な給与振込み(5万円以上)のご契約がある方、または間もなく振込が開始される方
期間	・ 1年
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 一括預入(自動継続のみ)ATM・IBでのお申し込みはできません。 ・ スーパー定期(1口30万円以上かつ、ご契約者お一人あたり元金100万円以内) ・ 30万円以上1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 固定金利 店頭表示金利+0.10% ・ 預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 優遇金利は給与振込がご継続されている場合、満期後に自動継続されるご預金にも適用されます。給与振込のご契約が継続されていない場合は、優遇金利の適用除外となります。 ・ 満期日以後に一括してお支払します。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割により計算します。
税金	・ 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。(マル優をご利用の場合は除きます。)
手数料	—
付加できる特約事項	・ 「総合口座」の担保定期預金とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率になります。) ・ 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人の方は、マル優のお取り扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)および預入日から解約日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 ・ 預入期間が6か月未満の場合：解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合：約定利率×50%
金利情報	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス室(9時～17時、電話:0120-114-943)にお申し出ください。 ・ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。

(次項へつづきます)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。 ・ 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)